平成２７年（フ）第３９号
茨城県守谷市百合ケ丘２丁目4808番地の72セレステ２Ｒ、前住所茨城県守谷市百合ケ丘２丁目2779番地の61
債務者　富山　由子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
茨城県牛久市中央１丁目７番地１　グレンツェント101、前住所茨城県取手市桜が丘１丁目29番10号
債務者　坂本　　薫
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
群馬県桐生市東２丁目５番24号、住民票上の住所栃木県足利市久保田町33番地
債務者　阿部　洋子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第５１号
金沢市長町３丁目８番24号
債務者　山崎　　剛
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第５２号
金沢市長町３丁目８番24号
債務者　山崎久美子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第６８号
金沢市畝田西２丁目71番地１　大桑グリーン・ハイツ206号、従前の住所富山県高岡市中保1452番地２
債務者　前田　　徹
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２１０４号
愛知県北名古屋市西之保宮前18番地　80マンション205号
債務者　髙本　正憲
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３号
三重県鈴鹿市白子２丁目11番１号
債務者　マリア　デ　ファチマ　デ　ラセルダ　オーシロ（ＭＡＲＩＡ　ＤＥ　ＦＡＴＩＭＡ　ＤＥ　ＬＡＣＥＲＤＡ　ＯＳＨＩＲＯ）
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３８号
三重県亀山市阿野田町2482番地２
債務者　寺田真由美
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４７号
三重県津市白塚町58番地８　県営住宅白塚団地Ｐ10棟301号室
債務者　田中　順次
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４８号
三重県津市白塚町58番地８　県営住宅白塚団地Ｐ10棟301号室
債務者　田中みゆき
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５１号
滋賀県愛知郡愛荘町市1779番地１　コスモハイツ愛知川Ｂ棟201号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町愛知川３番地
債務者　北幅　昭二
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２０８号
神戸市中央区東川崎町１丁目３番６－802号
債務者　酒井　知子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２１号
神戸市須磨区北落合１丁目２番22号　Ａ－305号
債務者　福岡　　修
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２８号
神戸市北区小倉台６丁目15番地の19
債務者　山下美代子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５９号
神戸市兵庫区五宮町17番５号　五宮文化１階
債務者　金児　美紀
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部